

## 会議録(1)

会議の名称	第1回飯能市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和5年8月30日(水) 開会 午後4時00分 閉会 午後5時30分
開催場所	富士見地区行政センター 1階 第1会議室
会長氏名	高橋 弘
出席委員	浅見 隆行 石田 賢一 草地 未紀 高橋 弘 双木 和宏
欠席委員	池田 徳幸 大森 三起子 坂本 美津子 角田 健一
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局	福祉子ども部長 内沼和彦 参事兼介護福祉課長 関根浩司 地域・生活福祉課長 竹井伸次 主幹 山岸絵里子 障害福祉課 主幹 山本賢 介護福祉課 主幹 藤島弘介 主事 粕谷健悟 主事 三村和也

## 会議録(2)

### 議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
  - (1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について【報告】－承認－
  - (2) 成年後見制度利用支援事業の拡充について【審議】－承認－
- 4 その他
- 5 閉会

### 会議録(3)

発言者	発言内容
介護福祉課主幹	(開会)
会 長	(あいさつ)
	議題(1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況についてを議題とする。事務局の説明を求める。
福祉子ども部参事	(資料1に基づき説明)
会 長	議事(1)について質疑等はあるか。
委 員	広報はんのうでの定期掲載について、開始してから1年足らずと思うが、市民の方へどこまで周知するか、また紙面の確保も含めて年単位での継続の見通しがあるのか。
福祉子ども部参事	<p>広報に関して紙面の確保については逐次可能となっておりますので、広報はんのう計4回のシリーズで1年間継続しようと考えています。</p> <p>市民の方の成年後見制度の認知度について、令和2年度においては38.8パーセント、飯能市成年後見制度利用促進基本計画では令和8年度の目標として50パーセントを設定をしています。目標達成に向けて、できる限りの機会の創出のため、広報はんのうやホームページ、民生委員の方を通じての周知や、高齢者の方が集まるサロンにも出向いて説明などを継続的に行います。</p>
委 員	資料1の7ページに記載の社協法人後見における令和4年度の実施状況について、身上保護の観点から被後見人等と月1回の面会実施とあり、身上保護は月1回の面談と捉えられるが、本人の状況に応じて面会の回数を変えたりすることが大切ではないか。市民後見人の活動も含めると身近なところという考え方を大切にしたいと思う。
委 員	浅見委員の仰る通りだと思う。利用されている方の必要に応じて訪問の回数等は計画を立て実施している。必ずしも月に1回と決まっているものではなく、必要に応じて市民後見人の方に訪問していただくなど社協の職員が専門員として随時調整し、身近なところという特色がある役割を継続していきたいと思う。

委員	<p>社協の法人後見についてお伺いしたい。現在、受任件数が19件となっているが、市民後見人の支援員としての関わりや活動状況はどうか。</p>
委員	<p>社会福祉協議会にて市民後見人として名簿に登録していただいている方の内、9名が活動している。支援員の活動内容として、必要な生活費や入院費を届けたりする。在宅の方であれば、訪問時に郵送物の確認や本人ができない作業をしてもらっている。計画書に基づき指示書を出して活動し、報告をもらっている。</p>
委員	<p>支援員が専任の担当として活動しているわけではなく、補助としての役割を担ってもらっているのか。</p>
委員	<p>1人の方を担当するのは社協の正規職員が行っている。定期的な訪問など身上保護の一部を支援員にお願いをしている。</p>
委員	<p>将来的には市民後見人が1人の方の専任として支援する形を目指しているのか。</p>
委員	<p>社協では今のところ、専任として市民後見人の方に活動してもらうことは考えておらず、法人の支援員としての活動を想定している。</p>
会長	<p>とても重要な点だと思う。私も司法書士法人として後見人の業務を受任し、法人の中で担当の事務分担をしている。その中で補助職の役目を担うのであれば問題がないと思う。</p> <p>社会福祉協議会のあんしんサポートねっとからのながれで法人後見についても支援員という位置づけとなったように思われる。</p> <p>法人後見の中で成年後見制度のメインテーマが身上保護の充実であり、財産管理はその手段となるのが新しい成年後見制度の趣旨である。</p> <p>市民後見人の方には身上保護のキーパーソンとして育てもらうことが飯能市の基本計画となっている。計画に沿った活用の仕方を検討してもらえれば社協の方の負担の減少とともに、市民の方のモチベーションが上がることにも繋がる。</p> <p>何より地域社会で長年生活様式を共にしてきた同じ市民の方に接していただくことが本人の精神面に良い影響があると思う。</p> <p>養成講座等で本人の思いを汲み取る機能を担ってもらうなど生活に必要な事務を担当してもらう場を増やしていくことが良いのではと感じた。実務的にはいかがか。</p>

委員	<p>今後実務として行っていくために法人後見の事業として飯能市が求める市民後見人の役割を改めて確認し、社協の職員がその認識において市民後見人養成にあたりとともに強化していく必要があると感じた。</p>
会長	<p>まずは担当制を導入するのが良いかと思う。市民後見人の方それぞれに担当を割り当て、社協が法人としてカバーすることで、市民後見人の方の負担を少なくできると思う。</p>
委員	<p>支援員は人ごとに担当制にはなっている。社協の職員が専門員として一緒に対応することとなっている。役割分担して支援する体制をとっている。</p>
会長	<p>担当制になっているのであれば、単なる補助職でないように思う。支援員という呼び方も含め、今後体制の強化をしてほしい。</p>
委員	<p>市民後見人の方には業務をこなすにあたり、能力の向上などが感じられることがモチベーションにも繋がる。単なる指示通りの行動だけでなく、能力を活かせるような育成ができれば良いと思う。</p>
委員	<p>社協においては市民後見人の養成講座を修了した方を非常勤職員として採用し、定期的な研修を行っている。訪問の後に専門的な職員への報告において、単に指示に従うだけでなく、後見人としての視点で活動を行ってもらっている。長く勤められている方は、後見人としての対応が向上しているように思う。市民後見人の方の能力の向上という点については、今後も徹底して確認を行う。</p>
委員	<p>別の運営委員会でも話題となったが、今後はマンパワー不足が生じることを懸念している。そのためにも色々な手立てを考えておく必要があると感じる。</p>
会長	<p>マンパワー不足については年齢の問題もあるように思う。加齢による衰えがあっても活躍したいという意思がある方には、法人の中の補助職として新しい市民後見人にノウハウを伝えられるような役割を担ってもらえれば、職員の負担の軽減にも繋がるように思う。</p>
委員	<p>草地先生は学者の立場からどのようにお考えか。      金銭面に関しては法人後見、身上保護に関しては市民後見人が担っていくという制度設計を維持していくべきで、それが飯能モデルの良いところだと思う。      支援員の方の呼び方についての問題はありますが、それぞれが役割分担</p>

委員	<p>をしているという認識を持つことが重要だと思う。それを前面に出して、市民後見人の方の日々の研鑽に繋がればと考える。</p> <p>支援員9人の方が活動されていて、受任件数は19件という事だが、10件の方については活動が入っていないということなのか。</p> <p>1人の方が複数の担当を持って業務にあたってもらっているので、19件全ての方に市民後見人が担当している。</p>
委員	<p>名簿登載者数が64人で実際に稼働している人数が9人であることがどうしてなのか追求していく必要があると思う。</p> <p>飯能市だけでなく全国的な問題であるが、補助相当の支援が少ないと感じる。本来であれば、補助から始まり必要に応じて保佐、後見となる制度設計であったと思うが、後見相当になってから申立となるケースが多いと言われている。飯能市において市民後見を増やしていくにあたり本来は補助を増やしていくべきであると感じる。</p> <p>より本人とのコミュニケーションが取れる補助の段階で入れることで、日常生活の支援から本人の意思を汲み取りやすく、やりがいを感じてもらえることにも繋がると思う。</p> <p>制度周知においてすでに実施していると思うが、地域包括支援センターや民生委員などへの周知を更に強化すべきであると感じる。</p> <p>またホームページについて制度説明や内容はとても充実したと感じるが、トップページから制度の説明にアクセスするまでの手間がとても多いと思う。1クリックもしくは2クリックで該当ページに到達するリンクにしてもらえればと思う。また、QRコードの利用も検討してほしい。</p>
会長	<p>本日の委員の方々の意見を参考にして先へ進めてもらいたいと思う。特にホームページのアクセスについては早急に対応してもらいたい。</p>
福祉子ども部参事	<p>ホームページに関してはご意見のとおり、アクセスに至るまでの工夫が足りなかったため、早急に改善を行います。</p>
会長	<p>成年後見支援センターの設置主体の飯能市と運営している社会福祉協議会が一体となって取り組んでほしい。</p> <p>社会福祉協議会においては市民後見人の方が単なる補助職ではなく、担当する仕事を増やすなどよりやりがいを持てる工夫を、飯能市においてはホームページのアクセスについての改善をお願いしたいと思う。</p> <p>次に議題（2）成年後見制度利用支援事業の拡充についてを議題と</p>

	<p>する。事務局の説明を求める。</p>
福祉子ども部参事	<p>(資料2に基づき説明)</p>
会 長	<p>説明の要件だとそれほど対象者は多くならない見込みか。 現在、具体的に予想されている事案等があるか。</p>
福祉子ども部参事	<p>予定されている事案はありません。現在、市長申立てを通じて後見人等が付いている件数が約20件であり、預貯金の累積も考慮すると報酬助成の対象となっているケースが年間4件ほどあります。市長申立て以外のケースについても対象となるケースはそれほど多くはないと考えています。</p>
会 長	<p>医師診断書料や鑑定料について医療保険等でなく助成を行うことには少し違和感がある。特に鑑定料は高額となる場合もある。また、診断書料は今後、廃止となる可能性もある。 監督人については、親族が後見人等で付いている場合、監督人に対して報酬を助成するということか。</p>
福祉子ども部参事	<p>お見込みのとおりです。</p>
会 長	<p>埼玉県内にて監督人は1, 200万円を超える資産を持つ方に付くという基準が設けられている。 草地委員は診断書料や鑑定料の助成についてはどのようにお考えか。</p>
委 員	<p>もし、お金がないことが原因で申立てができないようであれば、対象とすべきと思う。また、他市町村が実施しているのであれば、居住地で差異がないように基準を設けるべきである。</p>
委 員	<p>報酬助成の入所の扱いにおいては、介護保険により入れる施設とサービス付き高齢者住宅等の区別をしているのか。</p>
介護福祉課主事	<p>サービス付き高齢者住宅で生活している方を対象とした報酬助成の申請は多くはないが、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は居宅の基準額として基準額を算定している。</p>
会 長	<p>医師の診断書料や鑑定料に関する報酬請求は本人が行うことを想定しているか。</p>

福祉子ども部参事	申立費用の助成に関しては、申立てを行った際に誰が費用を支払っているかで判断すべきかと思います。
会 長	現在の制度では本人の資産に関わらず、申立てを行うものが費用を負担するようになっている。そのため世帯という枠組みを設けたのだと思う。
福祉子ども部参事	21ページの資料に記載のとおり所得・資産要件について、申立人と対象者を含めて生活保護受給者や非課税といった要件を設ける必要があるかと思います。
会 長	65歳以上の場合、市長申立ての対象になるのではないか。老人福祉法やその他の福祉法に基づき、市長が申立てをできる場合は検討すべきと思う。
福祉子ども部参事	親族がいるが申立てをしない場合や申立てを期待できない場合に市長申立ての実施を検討しています。虐待が発生しているケースも含め、家族はいるが申立てを拒否する事例もあり、市長申立てを実施する際には親族の同意を念入りに行うなどの対応をしています。
会 長	近隣の市の実施状況についてはいかがか。
福祉子ども部参事	市長申立て以外の助成に関して、申立費用の助成は県内4市で実施。報酬助成については県内17市で実施しています。
委 員	報酬助成の要件について、厳しい基準があり対象となる方がほとんどいないのではないかと感じた。
福祉子ども部参事	対象者の資産が必要以上に多くなってしまうことを考慮し、生活保護基準の生活費6か月分と葬祭扶助を合算した額を設定しています。
会 長	助成制度の仕組みを他市と足並みをそろえること、また助成制度なくして充実とは言えないと感じる。基盤となる助成制度を設けることを審議会で承認し、内容について精査をしていきたいと思う。
委 員	金銭的に余裕がない人を想定した制度設計をしていければと思う。
委 員	アパート暮らしの生活保護のケースについて、引っ越し代が出ないことがあり、業者の方が負担を背負った例もある。様々な事情があり、それぞれの事情を汲みながら対応していく必要があると感じる。



<p>福祉子ども部参事</p> <p>会 長</p> <p>全 員</p>	<p>住民の方の生活が多様化している中、幅広い事情に対応していく必要があるように思われます。</p> <p>まずは助成制度を開始し、制度を少しずつ実態に合わせて軌道修正していければと考えています。</p> <p>当審議会としては審議事項について承認とすることによろしいか。</p> <p>異議なし 一承認一</p>
<p>福祉子ども部参事</p> <p>介護福祉課主幹</p>	<p>飯能市成年後見制度利用促進基本計画に位置付けられている地域連携ネットワークの構築や中核機関の拡充について、社協と定期的に打ち合わせをしていますが、はじめの一步が踏み出せないでいます。</p> <p>今後も制度構築していくにあたり、ご助言をいただければと思います。</p> <p>次回は年明けの1月頃に開催予定です。</p> <p>(閉会)</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>	